

筑前國續風土記卷之二十一目錄

早良郡下

脇山郷 石竈井曲淵 火亂瀑布

脇山村并内野村 仙道

椎原 板屋村 背振山

樋井郷 太平寺址 油山

神松寺 檜原村 免村

筑前國續風土記 卷之二十一

貝原篤信選定

貝原好古編錄

竹田定直校正

早良郡下

○脇山郷

椎原<sup>は</sup>、板屋、小笠原、西村、脇山、内野、石竈、曲淵、凡八村をすべて脇山郷と云。昔背振山東門寺の別院此村に在しかば、右の八村をすべて脇山院内とも云り。會津風土記曰、早川郷の内、院内村は、もと東光寺の院内の地也。故に村の名を院内といふといへるがごとし。

○石竈并曲淵

飯場、曲淵、石竈は、一谷の内に在り。飯場は、最上に在て、怡土郡に屬し、西に在り。其下流の次は曲淵、其次は石竈也。山谷のかたち、川の流れ、西よ

り東へ赴けり。三村共に何れも狭き谷の内也。されど谷の奥より口は漸廣し。内野村は其谷の下の入口也。内野の下にて、岡鷲川と一に合て、早良川となる。

石竈には茂山あり。林木うるはし。曲淵村に醫王山長福寺と云廢寺の址あり。曲淵氏代々の寺にして、墓所あり。曲淵村に曲淵河内が家人三郎右衛門と云者、後に農人となり、富めり。田畑百六十町、他村をかねて作る。家の奴婢三百餘人あり。牛馬數九十六疋持てり。寛永十六年に死す。曲淵より金武村へ越る道を初てひらきしと云。宇土たうげと云。

### ○火亂瀑布

石竈村の境内にあり。下石竈より半里奥にあり。石竈の奥、板場より流るゝ水には非ず。南山の別の谷より出る水なれど、瀧水稍多し。大岩の上より落下る。中の側に岩角あり。夫に當り、水激して下る。瀧の高六間許。佳景也。凡瀧は紀州の那智、攝津の箕面、布引、大和の龍門、蜻螟せいめいが瀧、桃生の瀧は勝れたれども、上方に在て遠ければ、暫く是をおく。近國には肥前小城郡清水の瀧、松浦郡伊岐佐の瀧、肥後の半田の瀧、豊後の龍門の瀧、豊前の菅王子すがをの瀧、上野あがのの瀧

などこそ勝れたる瀧なるべけれ。半田、龍門、清水は大瀧なれば、是に比しがたし。昔王子は高しといへ共、幽僻の地に在り。上野あがのの瀧は遠く見えす。然れば觀賞は是に及ぶべからずとぞ覺え侍る。此國に瀧多けれ共、此火亂の瀧にしくはなし。里人の曰、昔火亂と云山伏、劍術の上手にて、魔法を行ひしが、此瀧にうたれ修行せし故に名村となむ。

#### ○脇山村井内野村

此兩村は、北に荒平山あり、南に椎原山はあり。其兩山の間なれ共、頗廣く、田多し。荒平山は、四方廣くして長し。南方林木茂り、北は油山につゞきて、其間一里許あり。凡筑前は北に海を受て、南に山あり、故に北の山を後にして、南に向へる所稀也。然るに此邑は荒平山の南に在て、陰にそむき、陽に向ひ、よき境地也。右に記せし荒平の城も、此山の西北の端に在て、顚つぶは異なれり。此荒平山のつゞきなる故に、荒平と名付。此村の東に小笠木村あり。是又

荒平山の麓に在り。小笠木村より東へ行て山を越れば、西畑と云谷へ入る。西畑より東へ行ば、那珂郡岩戸の別所村へ出る。荒平城の下に、大なる谷あり。夜ヤ及御前谷しやこいと云。此夜及御前と云しは、小田部氏が妻なりしを、主婦の嫉妬によりて殺され、是を城の南なる谷へ埋む。故に此谷の名とす。其後此谷に大蛇せうらあり。是を見る人、驚恐て絶倒し、病となる。或は死に及ぶ者も有しかや。里人は夜及御前が化する所なりと云へり。近年は大蛇を見る者なしと云。既に死せしにや。池田と云枝村あり。脇山と岡鷲村との間に在り。此所に大日堂あり。古佛也。大教坊と云、山伏の住せし宅の址、大日堂の側に在り。泉石植木等猶残り。此大教坊は、天正の比の者にて、徒黨を結び、近邊を掠め、頗る威をふるへり。後に龍造寺隆信に與せしが、荒平の小田部氏より攻殺さる。已に荒平城の所に詳也。

○仙 道

内野の枝村也。荒平山の西南の麓、高地に在り。此所に黒田半左衛門重種が別宅あり。初同郡東入部の枝村三郎丸に邦君の行館有しを、寛文二年八月に、光之公より是を重種に賜る。此邊皆重種が采地成故也。其後仙道の境地勝れたる故に、彼三郎丸の舊館を爰に移さむ。寛文四年、先木を切拂ひ、山をならして、基を開く。翌年の春、營作の功成就す。館舎は少し高き所に在て、躋る事數十歩、其下地を平らげ、馳道を開きて、並木の櫻を植置り。其傍に家士の宅構へたり。後に山あり。前に川あり。向ひには又峯巒長くつらなりて、月雪花紅葉の詠め絶ず。此別宅營作の後、寛文六年七月十八日、光之公初て爰に來遊し給ひ、前川にて鱗を取らせ、夜に及ぬれば此館に宿して、翌日歸給ふ。其後延寶元年七月五日、又光之公來駕し給ふ。此時綱政公も隨從し給へり。又元祿三年四月三日、今の邦君綱政公來駕し給ふ。同七年三月十八日、再遊し給ふ。

## ○椎原<sup>は</sup>

此村は、脇山の南の山中にあり。南に高山あり、北にも山あり。兩所に民家あり。福岡へ四里。脇山より半里あり。此村の南に、さかもりと云高山あり。背振山の西也。其西に獵師が鼻と云岩山あり、又其遙西に、鬼の鼻と云山あり。共に高し。其遙西の高山を、かな山と云。其西の高き、かや山を、王丸と云。椎原より板屋村に坂を登りて行に、麓より一宮二宮とて、五所に道の側に石を立たり。其間四五町餘あり。

## ○板屋村

背振山の麓の高き所に在て北に向ひ、甚寒き所也。民屋廿家許あり。一村南北三所に分る。山の尾を隔つ。背振山には村の間の原より登る。椎原村より是迄一里半あり。其間椎原より杉嶺<sup>又眞名子峠共云</sup>迄一里は高き坂也。杉嶺より板屋迄は半里有て、其下り坂高からず。是を以て板屋村の地甚高き事を知べし。又是より那珂郡の五ヶ村を経て福岡に行ば、七里餘あり。其間

岩戸までは、ひたすらに下り坂也。岩戸より福岡へ行  
も、漸くひきまゝにつく。是又此村のある所甚高き事い  
ちじるし。此村より椎原の方へ下り、早良郡を遠り  
て福岡へ行ば、五里半あり。此里は小河内と同谷に  
て、其間一里ばかり、河上にある村也。其間大なる紫  
躑躅多し。小河内をかほちより板屋へ行に、板屋の下六町許  
前に、兩谷の落合あり。左に行ば板屋道也。右の谷  
は水多し。那珂川の本源也。其谷の奥を池田と云。  
板屋に屬す。民屋なし。板屋は早良郡に屬すといへ  
共、早良郡の諸村とは山を隔たり。此地は那珂川の川  
上にて五箇山の上流に在て、同じ谷の内なれ共、西  
の山杉嶺を限とせずして、山を越、東の方を以て早  
良の限とし、那珂郡と境を分てり。此村は背振山上じやう  
宮みやの麓の少東に在り。上宮の下には谷多し、山櫻多  
し。又村中にも前山の側にも櫻多し。春の比 望見  
れば、甚だうるはし。他山の櫻より匂こまやか也。  
凡五箇山に櫻多し。就中、小河内に尤多しといへ共、



板屋の櫻は猶夫に三倍せり。板屋村は、小河内より猶深く、地高くして陰寒甚敷故に、花尤遅し。福岡の一重櫻より、廿日許り遅し。大やう三月中穀雨より後、三日を此山櫻の盛り期とす。其比迄猶梅花も残りて、蕾もあり。桃花は未だ開かず。此地盛夏にも、家に靜に居て動かざる者は、晝も袷衣を着、夜はいよく寒し。朝夕は夏と云へ共、袷衣を二重ね着て猶寒し。此里に蚊なし。是のみせめて餘所の里に増れり。稻は熟せずして、青色を帶ぶる故に米惡し。唯早稻わせを植ふ。中稻も惡し。晚稻はうへず。是寒氣深き故也。粟と蒞柿の外菓なし。橘みかん、柑ねんは、金橘きんかんの類は植れども生長せず。後には枯る。茄、豇豆さしげなどはうればみのらず。唯蘿蔔と芋のみ宜し。他の菜蔬は長じがたし。是皆寒氣烈しき故也。又菊を多くう。是國中第一の好品也。土産門に詳し。毎年十月より正月まで里中にも雪消ずして、寒氣甚し。常の冬は、雪積る事二三尺許。世間に大雪降る時は、是より猶

深く積る。慶安三年十一月廿九日夜、世上大雪降し時、此地民家に雪の降積む事五尺餘、民家の檐に至る。田圃には六尺餘積り。其後天和二年十一月晦日、又かくのごとしと云。山深き事は、上座郡小石原、寶珠山、穗波郡八木山に似て、此地は山中の地形殊に高く、陰氣深くして冬寒し。かゝるわびしき所なれども、人住侍るは、およそ人の身は、唯馴るゝを安ずる物にこそ侍るなれ。此地櫻花多さのみならず、秋冬紅葉多くして見つべし。中について楓多し。上宮に登る道に尤多し。此里に北山殿とて社あり。其神體は木像にて、六軀あり。衣冠に男女の形を作れり。上宮の神の眷屬なりと云傳ふ。

○背 振 山 背振神社

背振山は、板屋村の西南に在り。國中にて勝れたる高山也。此山を金龍山と號すと傳通記に見えたり。又白宇津山とも云由、書寫御廟講私記に出たり。山上に神社あり。此上に登るに、板屋邑より原野を十二三

町許登り行けば林木あり。又淵水あり、祓川はらみと云。御社へ參詣する人、爰にて祓除す。其淵水ある所より山上に上るに、十町許り峻路也。老幼わうじやく尪弱なる者は、前なる人の帯に取付、後なる者に腰を押されて登る。板屋より御社まで廿二三町許あり。山上より四方を窺ひ望めば甚廣遠也。秋の頃天氣晴朗にして烟藪なき時は、朝鮮國見ゆ。春月霞多き時と云へ共、曇らざる日は、壹岐對馬まで能見ゆ。對馬は是より百里あり。山上より北に顧れば、筑前目のあたりに見ゆ。南に望めば、肥前筑後兩國、共に眼下に俯してうかがふ。又肥後、薩摩、日向、豊前、諸山も、連続して見ゆ。豊前の彦山高しと云へ共、此山に肩を比し難し。此國御笠郡の竈門山、夜須郡の古所山杯皆向しと云へ共、此山上より見れば猶眼下に在り。此郡の油山は此山に近くして、又高けれ共、此山より見れば、部婁ぶろうの如くにしてひきし。況や、其餘の小山は、唯平地のごとく見ゆ。凡此山に登臨すれば、遠

き事を眼力の及ぶ所に極め、下よりふふげば、高き事諸山の上にもびえたり。杜子美が泰山を望む詩にアハンマサニイデ會<sub>レ</sub>當<sub>下</sub>凌<sub>ニ</sub>絶頂<sub>一</sub>ヲ一覽衆山小<sub>上</sub>と云ふも、斯る山なるべし。毎年三月迄雪あり。山上甚風寒して、極暑といへ共、衣薄くしては忍び難し。山上の御社は、神功皇后三韓を攻給ひし時、祈願の爲に是を立て祭給しと云。此事宴曲抄の内、玉林苑に見えたり。神功皇后此國に七社を創立し給ふ。背振の社も、其隨一也。三代實錄に、清和天皇貞觀十二年五月廿九日庚辰、詔して筑前國正六位上せふりのかみ背布利神に従五位下を授給ふと記せり。然ば朝廷よりも、殊に崇させ給ひし神なるべし。足利尊氏九州下向の時、白旗を捧て祈願有し事あり。玉林苑に見えたり。此御神を世に辯才天と稱す。神功皇后の御時、佛法未吾國に渡らざれば辯才天の名無し。但其神號は秘して書傳に記さず。此御神のみならず、神號を記さざる社尤多し。是甚故ある事にて、神道の極秘とする事なれば、今爰に詳にせず。凡諸社の神號、諸記に載せた

るも多しと云へ共、識者の甚秘するは子細ある事也。  
今此神を辯才天と稱する故を考ふるに、大日經疏に  
曰。辯才天爲<sub>ニ</sub>閻浮之長姉。又曰、在<sub>ニ</sub>坎窟及河道。故に  
兩部習合の説行はれて後、此議を附會して、凡我邦  
の水邊窟中にある神を呼て、辯才天と稱する者多し。  
安藝の嚴島は、此國宗像の市杵島姫を勸請したる社  
なれ共、辯才天と稱し、近江竹生島も、往昔より久  
敷神なれ共、辨才天と種する皆此類也。竹生島の神號も、甚秘する所なり。  
今此背振山は、頂に龍池あり。其址今猶存す。此池  
水底の石面に、金の銘を顯はし、龍宮大城に通じて  
佛法所持の門とす。役優婆塞えんのうはそく是を見て、西の嶺に於  
て一乘菩提の法を行ひし所、是を胎金たいこん兩部の岩室と  
す。其址今存して役行者と云。又狩籠かりこめの岩屋は、乙  
天童の所爲なりと云。此事又玉林苑に見ゆ。龍池岩窟等を以て辯  
才天出現の所とするなるべし。又三國傳通記糅抄に、  
背振とは山の名也。又金龍山と云。彼山寺は筑前國  
にあり。乙護法とは、其山にある所の神なりと有り。

乙護法は、性空上人に隨仕せし神童なりと、山門舊記及元亨釋書に記せり。性空上人、此山に住し事、下に詳也。辯才天に十五童子あり。乙天童護法は、その第十五の童子の化身なりと、背振山の縁記に記せし由云り。是第十五番なる故、辯才天のおと子と云意也。又書寫御廟講私記に、乙天童護法出現の靈地は、背振の白宇津山しらうつやまに在りと云ふ。尙白山權現の古跡あるは此所なるべし。以上皆背振山の神を辯才天と稱する説也。又里民の云傳ふるは、古辯才天百濟國より爰に來り給ふ時、乘給ひし馬の背を振たる故に、背振山と名付たりと云。是又神功皇后新羅百濟高麗を平げて歸給ひ、此上に登り、神社を立給ふ所を見そなはし給ひし事を附會して云るにや。玉林苑にも、飛龍背を振しかば、龍樹權現跡をしむ。德善大王、辯才天、乙護法の靈場、誠に神秀の地なるかなとあり。飛龍は馬を云。馬を龍と云事、唐土の文にも見えたり。玉林苑には、神功皇后の御時、佛法流布の前に、かゝる事あるを

奇妙の事なる由下文に云り。背振は、中古より後は、  
ひたすら佛地となれり。傳教、弘法、慈覺、智證等  
入唐の時も皆此山に入て祈願ありし事、古記に記せ  
り。玉林苑にも其事をのせたり。御社の側に、小なる黃楊つげの木あり。  
其外樹なし。其北に風穴あり。絶頂より下には、小  
篠多し。玉林苑にも、幽々たる小篠原を登りて、國  
見の嶽に至る由記せり。昔は此神社いかめしく、諸  
人の尊敬せし所也。宮司を東門寺と云。天台宗なり  
しとかや。天台宗未だ渡らざりし前は、其宗旨詳なら  
ず。たんし役氏の法を修行せしなるべし。元明天皇の御時、  
此山の僧湛譽たんよと云し人、朝廷の祈禱をせし事、冥曲  
抄に見えたれば、此寺はいと久敷世よりありけるな  
らん。僧坊三百區ありしと云。今は寺院も僧坊もな  
し。其遺趾猶南方の下き所に在て各階級をなせり。  
又大日堂、觀音堂、鐘樓杯の跡、其礎猶殘れり。か  
かる大寺の残りなく亡びし事、何故ぞと尋るに、昔背  
振山の僧徒と、同郡西油山天福寺の僧徒とむつまじ

かりしに、背振山の侍童過失有て、脊振山を逃去て、天福寺へ行き隠れけるに、背振山より頻りに是を請へ共出さず。背振山の僧徒是をいかり、西油山に押寄、火をかければ、悉く焦土となれり。其後仇を報ん爲、天福寺の僧徒背振山を悉く焼く。纔に寺院を再創せしかども、後又兵火に罹りて以來、終に重建する人なし。然れ共山上に猶焼殘たる小社僧舎あり。板屋村にも亦叢祠僧坊有しかば、天正の末迄は、猶七十五町の寺社領有しが、其證文今猶存す。金吾中納言秀秋、當國の主となられし時、國中の寺社領を沒收せられ、此時此地の領をも悉く取上げられしかば、彌再興の頼もなく、僧徒も所を去て、終に廢亡の地と成ぬ。西油山も焼失の後、再興する事なし。昔性空上人日向の霧島より、筑紫背振山に來て住居し、其後播州の書寫に移りし事、朝野群載第二卷花山法皇の書せ給ひし性空上人の傳、及元亨釋書に見えたり。又花山法皇書寫山に登り給ひし時、巨勢廣貴ひろたかに性空



上人の影像を寫さしめ、具平親王に其贄を作らしめ、行成大納言に書しめ給ひしにも、性空日向霧島より筑前背振に移り、其後書寫山に住せし由見えたり。此影像今に於て書寫山にあり。天皇の勅命にて、三傑けつの手に成れる名物なれば、彼山にて甚秘重する所也。誠に巨勢が畫、具平の文、行成の書、三絶と云つべし。性空上人の住し所は、此山の南の方僧坊の址ある所なりと云傳ふ。其外、北の方は甚さがしくして、人の住べき地なし。又東門寺の敷地は、其四至、東は御笠郡とほりこが通古賀、北は那珂郡仲村、西北は早良郡東入部村燈籠堂を限る。此燈籠堂は重留村の境、道の側、田の中に塚ありて、大なる立岩二に梵字を刻めり。西南は肥前國松浦郡鏡の里に至る。此山に屬する所の敷地、其廣き事かくのごとし。寺社の領地には非ず。近世領する所の寺産は、横山八十町、皆是也。脇山郷八村をすべて横山と稱す。八村皆山の横にっらなれり。脇山院内と云ふも右の八村也。前に所謂天正の末迄猶七十五町の寺社領ありとは是なり。其故に山下にも僧坊多く、其址大數を擧て八十町と云る也。

所々に残り。及背振山の末社の址多し。乙護法の社の址も残り。就中、此山の北の麓、板屋村には、北山の社あり。是背振の神の眷屬にして、是を下宮と稱せし由、里人云傳ふ。又那珂郡彌長村いっながにも、背振の神の社あり。又前に記す所の湛譽上人を、帝都より召れし時の勅使、院使寺に至りし事を、玉林苑に背振の麓寺と稱せり。是那珂郡別所の枝村院使寺なり。山上の御社をば、下宮に對して上宮と云。依之、山を上宮嶽と稱す。上宮の御饌みけを調ふる社人眞名子氏は、元此山の神職にて、板屋村北山の社の祭を司り、彼社の側に住す。古へは山上の坊にて上宮の御饌を調へしかども、山上衰微の後は、專眞名子氏の家世々相續て、上宮に御饌を奉る。又背振の社に參詣する人さ々ぐる饗錢さいをも、世々此社人の家に納取る。又此山の南、東門寺より五十町許に靈仙寺りやうせんじと云寺あり。天台宗也。肥前國神崎郡に屬す。此寺の山號をも背振山と稱す。是舊記に所謂背振山には非ず。東門寺

の境内、往昔廣大にして、肥前國に及びぬれば、上宮そのかみ神社の名をかりて、此邊をも背振と稱するなるべし。右に記す如く、近代亂世の時、東門寺悉く回祿にかりて、山上に僧坊もなくなり、寺領も秀秋より沒收せられぬ。靈仙寺は肥前國に屬すれば、彼國より寄附の寺領有し故、宮司知泉坊山上を下り、彼國に行て、靈仙寺の多聞坊に住居し、國をば隔たれど、甚間近ければ、他邦に在ながら、山上の社をかけて此社を護持したりとなん。又何の比よりか靈仙寺に龍樹權現の社を建て、辯財天をも勸請し、彼國よりは是を背振の中宮と稱す。又其麓十五町許に、修學院と云寺あり。地藏堂あり。或は德善大王の社と稱す。是を下宮と稱す。是皆そのかみ東門寺繁昌の時、其境内成し故なるべし。凡本宮此國に在て、新宮他國にある事、諸國にも又其例多ければ、彼國よりも上宮の神を尊び、山下に勸請して下宮を立し事、さも有べし。中宮下宮彼國に在とて、上宮彼國に屬すべ

きに非ず。建武三年、當山僧院の田宅の券契にも、筑前國早良郡上宮東門寺とあり。又天正六年波多江氏の證文にも、早良背振の上宮と有れば、上宮は筑前國なる事、其證明なり。但上代は只山上の一宮のみにて、下宮の沙汰無れば、此國脇山の下宮とて、往昔神功皇后の舊地には非ず。後世に建立したる所なるべし。凡背振山の筑前に屬する事、三代實錄、朝野群載、元亨釋書、及具平親王の作給へる性空上人の贊、三國傳通記綵抄等にのせ侍れば、疑ひなき明證とすべし。殊に三代實錄は國史にて、勅書也。朝野群載の性空傳は、花山法皇の宸筆也。具平親王の贊は、博識尊貴の人にして、且性空と時を同うし、勅に應じて作り給へる文なれば、其違ふべきに非ず、疑ふべからず。唯溪山風拾葉集、檜垣嫗か集に、肥前國と記すのみ。然れ共溪山風拾葉集は、名もなき桑門の作れる所にして、疎謬のみ多き書なり。信すべからず。檜垣嫗集は、遊女の記す所なれば、國郡

の分つべき證とするに足らず。況や筑前國早良郡那珂郡等に殘れる古き民間の文書にも、往々に筑前國早良郡背振山と載せ侍るをや。又近代法花直談と云る書に、性空上人の事をのせて、背振を肥前に在りと書るは、舊記を考へざるの誤、尤杜撰と云つべし。是靈仙寺を背振と稱するによりて誤れるなるべし。

一、凡諸州において國郡の境を分てるを見るに、條理なき所を妄に分ちて境とせず。山の嶺・川、溝、谷、がけ、大道などの筋ある所を以て其限として、國境を定む。何の所も皆然り。背振山の西のつゞきは、肥前國松浦郡玉島川の上、大野の峰より、怡土郡雷山の南、井原山の奥、水無山、飯場山、早良郡鬼が鼻杯云へる東西の山へ、皆峰の頂の上筋を以て筑前肥前の境とす。然るに背振山の西に酒盛山有て、南北に横たはり、峰筋西より東につゞき來れる道にふさがり隔たれり。背振山も同じく南北になだれて、東西の峰つゞかず。西の

方より酒盛山迄、峰筋を以て國境とせしに、其形勢替りぬれば、筋なき所を以て、横さまにかぎりて國境を分つべき理無して、酒盛の西から南の方、山の半腹を下りて、唐船岩と云大岩ある所を以て境とす。此峰筋は、縦横の勢替りて分ちがたき故、唐船岩を印として、山の半腹を境とせる也。凡山の半腹を以て境とする事は、當國九千部山の肥前境、中原の豊前境、合樂の豊後境、皆山上を境とせずして、半腹を用る事、其例多し。唐船岩より東は、酒盛山の南になだれたる尾を境ひて、三渡といふ所に下り、二重平の谷川を傳ひ、花の木原の谷川をさかのぼりて、背振の東の峰に至る。是背振山の南の境を分ちし所、かくのごとし。前に立るすぢめにしたがひて、國を分ちし事、斯の如くならざれば、別に分つべき所無ければ也。昔筑前背振山に僧坊多かりしも、北のけはしき山のかたわれなれば、寺院を立べき境地なし。南の方筑

前の境内廣き故、僧坊多かりしと也。又花の木原より背振の峰に登る境筋に、楯岩と云大石あり。此岩、谷川を離れて西北にあり。是古の境に非ず。近世背振山の寺社衰微しける時、背振山の座主の別宅、立岩の麓、谷川の西北に在て、嶽屋敷と云。背振山を御嶽と云る故、其座主の宅なれば、かく云し也。此時寺院既に退轉せしが、座主も貧窮に及びしかば、錢廿貫に宅を賣て、地をば肥前國西小河内の民に與ふ。此宅元來筑前國板屋村の地なれ共、亂世の時なれば、既に彼方に買取し故、西小河内の境内とせり。夫よりして彼宅在し地は、此國板屋村の分内とせず。亂世の時、此國主に無して、宗國の境内を、座主私に肥前に與へし也。此時よりして彼地肥前國に入しかば、花の木原の川筋を此所迄上り、此川より川筋離れて、西北の方楯岩ある所を境として、是より又川筋に隨ひて背振山に登る。是古の境にはあらざるなり。扱背振

の東の嶺より北は、嶺を越て北の麓に下り、東西小河内村の谷上に至り、西小河内と東小河内との間を流るゝ谷川を以て、兩國の境とし、東小河内は筑前早良郡に屬し、西小河内は肥前神崎郡に屬す。扱又東西小河内の川東に流れて、那珂郡大野村の内地焼中の谷頭、肥前境より流れ出る川と一になる。夫より南の方川の流にさかのぼりて、其川を以て兩國の境とし、東は筑前に屬し、大野と云。西は肥前にして、是又西小河内に屬す。西の方昔は民家なし。近年纔に民家あり。夫背振山の峰より北の方は、すべて筑前なるべきを、かくのごとく肥前に屬したる事は仔細あり。背振の西の方、酒盛山を南に下りて筑前に屬したれば、其代りとして背振の東を越、嶺の北に下り、西小河内より大野の向ひ迄を肥前に屬せし也。是古へ國郡を分ちし人、筋目に隨ひ、高山を越て、南北に各地をかへ、筑前肥前に分屬し、境を定めし事、權度を以



て物の輕重長短をひとしくするがごとし。明白なるかな。境を分つ事かくの如くならずんば有べからず。

一、筑前肥前の境は、右に記す如く背振の西の酒盛山を下り、唐船岩を限り、二重平の下を過て、谷川筋を以て境とす。三渡、花木原、楯岩など云所堺に在て、皆當國早良郡板屋村に屬す。長政公當國を賜り領し給ひし時も、當國の境とする所右の如し。此故に長政公は時々背振山を越て南の麓に狩し給ふ。又此所より村民等炭を焼て、年々長政公に献ず。然るに近年肥前國神崎郡久保山の村民、多年當國板屋の村民と二重平の地を争ひ、背振の嶺を兩國の境なりと云、山上の神社も肥前國に屬すと云り。兩國の民久敷争ひて決せず。兩國主の裁斷に及び難ければ、元祿六年、村民各江府に往て、柳營の官人に是を訟ふ。江府の宰臣訟を聞聽、官庫に納る所の兩國の繪圖を以て裁し給ふ。

是より先正保年中、台命に依て諸州の繪圖を各獻じて、江府の官庫に納む。其時當國より獻せられし繪圖に、名所古跡の名號を略して記さず。只竈門山、筥崎等の數箇所のみ其名を載て、其他は多く是をもらせり。且山を畫く事、只前面を圖して後面を摸さず。或は他國を書るへ、或は自國を遺失す。是唯道路の遠近、海川の淺深のみを詳にし、其他は略せし故也。殊に背振の神社は、名高き神なれ共小祠なれば、是を編して其名を記さざる成べし。肥前國より獻せられし圖は、名所古跡悉く記し置、背振をも彼國の圖載たり。是前に所謂靈仙寺に背振の名ある故成べし。依之、江府の宰臣の裁斷に、各其國より出し置れて、官庫に納る所の圖、上に背振肥前の國に在て、筑前國に是無き上は、彼山肥前に屬すべき事勿論なりとて、終に背振を肥前に定らる。此時より背振山の嶺兩國の堺と成り、神社も彼國に屬す。頃年又諸州に

各繪圖を改正し、且壹里六寸の分間となして献すべきよし台命あるに依て、邦君家臣數人に命じ、規矩の器を以て方位を正し、□□□□の術に依て山川を定め、新に分間を重旬にして、筑前一州の全圖を製し、名所古跡の名號をも詳に記さしめらる。元祿十三年其功成て、翌年に是を江府に献納せらる。今此新圖に依て檢べ見れば、正保の繪圖舛差尤多き事、獨背振山のみに非ず。然は彌舊記の明證を引據し、舊圖の誤れる事を再度うつたへ申さば、初に優る道有べけれ共、村民上を憚りて、いまだ再訴に及ばず。此編は古記を本として記す所なれば、背振の社、今肥前に屬すと云共、舊錄に隨ひ、是を載て考備るもの也。

一、建仁寺の開山千光國師入宋し、歸朝の時、大宋國の茶の實を持來りて、筑前國背振山に是を植ふ。岩上茶いはがみと號するよし、古き雜抄に見えたり。其後柵尾、宇治にも、茶を植たる由云々。是より

先、内國にうへられし事は久しけれ共、諸州に廣く植たるは、是を始とする由云傳へたり。今に於て板屋邊及其下流の諸村に茶園多し。山上東門寺に昔千光の植られし茶園有しか共、彼寺舊録の後には荒廢す。詳なる事は、土産門にしるす。

### ○樋井郷

檜原、檜原、東油、山堤、片江、長尾、田島、鳥飼、<sup>モ</sup> 庵原、荒江、凡十村をすべて樋井郷と云。其川檜原東油山より出、田島村の東鳥飼村を西を経て海に入る。田島より下にては、田島川と云小川也。此河内、早良郡の東河内とは別也。此郷中、檜原村の東長き樋有り。是は川上に樋を掛て川向に水を取り、田を浸す爲なり。樋長さ七間半あり。昔より此樋ある故に此邊を樋の郷といふ。

### ○太平寺址

檜原村の内にて、檀原の堺にある禪寺なりしとかや。今に其址残り。廣さ七八反許あり。本尊觀音は朽

果て、佛體共見へざるを、村人茶の庵を構へて置り。那珂屋形原に居たる千葉探題歸依の寺なりし故、昔は大寺成りしとかや。大友氏旗下の國を巡見有し時、此寺に宿せりといふ。

### ○油

### 山

東西兩村あり。兩村に各寺社あり。

福岡の南にある高山也。山上に登臨すれば、壹岐對馬其外の遠所迄よく見ゆ。福岡より山下の東油山迄一里半許、山下より嶺迄廿町許あり。麓より東へ廻りて路あり。聖武帝の御宇にや、清賀と云る僧此山に住し、胡麻を作り油を搾しほりて、怡土郡諸寺に遣しける。依之油山と云。猶委敷志摩郡の部にしるす。此山の麓・東西に村あり。西油山、東油山村と號す。其間一里あり。昔は此兩山共に僧坊多かりしと云。西油山村には大石多し。民家は所々大石の間にあり。今の西油山の地、昔は中河原と云ふ。村里なく、田畠もなかりしに、近世田畠を開き、家を作りて村と成れり。村民櫛の皮と葉とを多く取て抹香とし、福岡などに持出て賣

り、家産を助く。龍樹權現の社の趾、山の七分高さ所に在り。其下に千石岩とて大岩あり。長四間・横二間あり。其遙下につぶて石迎、横一間・長二間許なる石あり。四角にして削りなせるが如し。今は龍樹權現をば、山下に移せり。村に近し。九月廿五日祭禮あり。今は十九日に祭る。昔は龍樹權現の下に、天福寺と云し禪寺あり。山號西油山さいゆうざんと云。僧坊三百六拾區ありしと云。今は一坊もなし。其趾竹林となれり。僧坊の跡區にして甚だ多し。誠に三百六拾坊も有なんと見ゆ。其東に泪が原と云所あり。石塚多し。是寺僧の葬地成しとかや。此寺焼亡せし事は、背振山の條下に記す。西油山に鬼塚とて、石甍二十許あり。其内横一間、奥に入事三間、口ひきく、奥の高さ七尺許あり。又入事五間許なるもあり。是も右の家屋なき時、人の住し所成べし。東油山の寺をば、泉福寺と號す。是又禪寺也。開山は平田慈均和尚と云。聖一國師四代の法孫也。東福寺の末社成りしと云り。是

も僧坊三百六十區有しといふ。何の時に滅せしにや、昔の本尊觀音のみ残て、茶堂あり。僧坊一字もなかりしを、元祿七年、承天寺の住持大川禪師、觀音堂の北に院を立て、志賀島の廢寺正覺寺の名をかりて寺號とす。寛文五年、公儀に上りし古寺の籍に載せざりし故也。僧を置て觀音堂を守らしむ。此所人里遠く、俗塵を離れて、閑寂の地也。樹下石上の栖、誠に僧坊には宜し。殊更北の方を遙に望めば、海島迄眼下にあざやかに見えて、風景勝れたる佳境也。且南庭いさなに清き池水有て、泉福寺の名もあひにあへり。觀音堂は、山の半より下に在り。東油山村より十二町あり。村より上は漸く坂を上り行く。此道の間、四方の氣色他に異なる眺め也。暇ある人は、年毎に遊觀して、胸裏の鄙吝をすゝぎ、道機を觸發すべし。正月十八日、六月十八日に、此觀音に參詣する者多し。商賈集りて、飲食などをうる。昔僧坊の有し所、今は林野と成りて、其跡おびたし。

○神 松 寺

醫徳山と號す。片江村にあり。神松寺と號せしは、鎮守に天神、老松の兩神を祭れる故也。醫徳山と號するは、本尊に薬師を安置する故なりとぞ。開山は聖一國師五代の法孫南谷聖奘也。なんこくしやうせき永享年中に開基せりと云。南谷和尚、永享二年の置文あり。天文七年、周防山口の大内義隆よりの文書に、可<sub>レ</sub>爲<sub>三</sub>祈願所とあり。其文斯のごとし。

大府宣<sub>三</sub>太宰府廳官人等<sub>二</sub>可<sub>三</sub>早任<sub>三</sub>廳宣<sub>一</sub>。筑前國早良郡神松寺事、右寺可<sub>レ</sub>爲<sub>三</sub>祈願所<sub>一</sub>之狀如<sub>レ</sub>件。者在廳官人等宜<sub>三</sub>承知<sub>一</sub>。依<sub>レ</sub>宣行<sub>レ</sub>之。以宣。

天文七年七月三日

大貳多々良朝臣判

又天文十四年、大内義隆より寺領二町五反步寄附の狀あり。大内氏此時、太宰大貳職として筑紫の事を司る故、太宰府に居らずと云共、其作る所の廳書を大府宣と稱す。其外文書多し。然共今は寺絶て、本尊



及開山の畫像のみ民家に残り。此村に古より梨の名産あり。其味勝れたり。今は諸所に傳はれり。梨の名を、神松寺と號す。

### ○櫛原村

此村は、樋井郷の谷頭に在り。南山の麓也。福岡に近き故に、樵夫毎日柴薪を取て福岡に持出うるゆる、田圃すくなけれ共、人馬多し。南山の下に、四十塚とて、南向の窟四十あり。此村より那珂郡西畑へ越る道を、萩ノ原越と云。此山、福岡の方より能く見ゆる所也。

### ○免めん村

近世此村に大百姓あり。富豪也。屋宅を大に構へたり。或時、家の内にいづくより放つともなく火もえ出で家をやく。消さんとすれ共叶はず。家終に悉く焼ぬ。富る者なれば、頓て家を立てしが、本より尙大に作り出せり。其後又曰の中より火もえ出、俄に盛に成て、終に又家を焼く。彼百姓、又新敷造けるが、程な

くまた焼て、造れば又焼ぬ。焼る事幾度と云ふ事を知らず。其後終に家財盡て、家の奴婢を悉く沽却し、貧窮の身と成り、乞食の如くにして小屋をかけ、唯夫婦のみ住ける。其後は家の焼る事やみぬ。如何成る宿世の罪有しにやと、其由來を尋るに、彼者の親の時、他所より客僧來て宿しけるが、銀多く持たるを見て、彼僧を殺して銀を取し其報なりとぞ聞えし。又伎須郡山家と云所に商人あり。世々皆癩となる。是又其先祖高野の僧の宿せしを殺して、其財を取し故なりとぞ。此類猶國中に多し。天道は善に福し、淫に禍すと云り。又曰、善をなせば是に百祥を下し、不善をなせば是に百殃をくだすと宣へる聖語、豈誠ならずや。又古語に、天道は好<sub>このむかへすことを</sub>還とも云り。是善惡共に報有る事を云り。天道は誠に恐るべき事にこそ侍れ。